

# 在留資格の概要

## 就労可能な在留資格

	在留資格	対象者
1	外交	外国政府の大使館関係者。大使、総領事等
2	公用	外国政府、国際機関から公の公務で派遣される者
3	教授	大学の教授、助教授、講師、助手等。
4	芸術	小説家、写真家、作曲家、画家等の収入を伴う芸術上の活動
5	宗教	外国から派遣される牧師・宣教師。修行僧は文化活動。
6	報道	外国より派遣される特派員、カメラマン
7	経営・管理	外国人の会社で役員として働く人、企業経営者
8	法律・会計	弁護士、会計士等
9	医療	医者、歯医者、看護師。町医者は不可
10	研究	国や企業の研究所で働く研究者
11	教育	高校、中学、小学校で働く教師
12	技術・ 人文知識・ 国際業務	大学を卒業又は10年以上の実務経験。エンジニア、ソムリエ等 大学を卒業または10年以上の実務経験。通訳、語学教師、デザイナー、総務、 経理等。ソフト開発は人文知識、知識を生かす営業は可。
13	企業内転勤	グループ会社より出向、1年以上の関連業務に従事が条件。
14	興業	レーサー、プロサッカー選手、ミュージシャン
15	技能	10年以上の実務経験。コック、貴金属・毛皮加工、スポーツ指導者、パイロット等

	在留資格	対 象 者
16	技能実習	派遣元企業の職員/ 帰国後の派遣元企業で就労. 技能実習(1号)のあと技能実習(2号)に移行
17	特定活動	法務大臣が個々の外国人に特別に指定する活動。 ワーキングホリデー、インターンシップ、看護師・福祉士研修
18	高度専門職	<p><b>高度学術研究活動「高度専門職1号(イ)」</b> 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究, 研究の指導又は教育をする活動</p> <p><b>高度専門・技術活動「高度専門職1号(ロ)」</b> 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p><b>高度経営・管理活動「高度専門職1号(ハ)」</b> 本邦の公私の機関において事業の経営を行い又は管理に従事する活動</p>

## 就労不可の在留資格

	在留資格	対 象 者
1	文化活動	日本文化を習得者(華道、茶道)
2	短期滞在	3ヶ月以内の観光、ビジネス、親族訪問(外国人登録証不要)
3	留学	大学・短大・専修学校・高等学校の留学生
4	研修	研修生(実務を伴わない)
5	家族滞在	親は不可. 研修、就学は不可。留学は可、ただし国費、財力有りの時

## 活動に制限なし

	在留資格	対象者
1	永住者	日本語は条件でない。10年以上の居住。4万人/年(韓国1万、中国5千人)
2	日本人の配偶者	日本人と結婚した夫または妻、特別養子
3	永住者の配偶者	永住者と結婚した夫または妻
4	定住者	日系の3, 4世(30万人)、難民